

広島県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 仁慈会	竹原市下野町三一 三六番地	医療法人社団 仁慈会安田病 院	竹原市下野町三一 三六番地	平成三〇年一 〇月三二日
社会福祉法人 泰清会	三原市港町一丁目 三番二二号	デイサービス センターサン ライズ大池	三原市深町五八三 番地	平成三〇年八 月三一日